

報道機関各位

育児休業等応援加算（勤勉手当）について

総務部職員課

安心して働くことができ、働きがいのある職場環境づくりを進めている中、育児休業の取得を促進するとともに、育児休業その他の理由による職員の不在時に担当業務を代替した職員（以下「応援職員」）の業務遂行意欲の向上を図るため、応援職員に対する勤勉手当の加算措置（育児休業等応援加算）を導入します。

1 実施概要

産前産後休暇・育児休業等を取得している職員がいる、「部内臨時派遣」・「i マッチング制度」により派遣した職員がいる所属等で、代替職員の配置等がない期間（連続して1か月を超えるもの）について、貢献度が高い応援職員として所属長が評価した職員（最大4人）に対して、勤勉手当の成績率を加算するものです。

2 適用時期

令和7年4月1日以降の休業等に係る期間について、令和7年12月期の賞与から適用します（4月1日～9月30日、10月1日～3月31日の算定期間について、それぞれ12月期・6月期の賞与支給時に反映）。

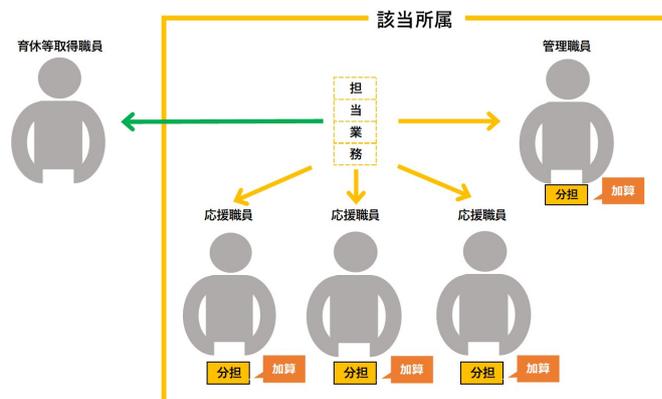
3 加算内容

代替職員の配置がない期間1月につき勤勉手当の成績率を0.03加算

例) 応援職員の給料月額が300,000円で、3か月間の貢献度の高い応援業務を行った
 $300,000 \text{円} \times 0.03 \times 3 \text{か月} = 27,000 \text{円}$ （勤勉手当の上乗せ分）

※簡易な計算例であり、応援職員の職位により異なります。

4 取組みのイメージ



問い合わせ先 職員課 岡田 TEL0270-27-2705